



フィリピンの規制動向と今後の展望

みずほ銀行 国際戦略情報部 調査役 農 大地

信任投票となった中間選挙

2016年6月にドゥテルテ政権が発足してからちょうど3年を迎える。2019年5月13日には、6年の大統領任期の中間にあたる統一国政・地方選挙(中間選挙)の投票が実施され、PDPラバン、フィリピン民主の戦い(LDP)、国民党など、ドゥテルテ大統領派の与党連合が圧勝した。上院改選12議席のうち、ドゥテルテ政権を支持する候補者が9議席を獲得、残り3議席も現政権に近い候補者が獲得し、野党は1議席も得られず惨敗した。上院の定数はわずか24議席であることから、与党連合が上院の多数を占めることになり、ドゥテルテ大統領の発言力・影響力はさらに増すことになるだろう。

就任当初は、過激な発言や強権的姿勢がメディア等で取り上げられることが多かったドゥテルテ大統領だったが、貧困格差の是正、「Build, Build, Build」をスローガンとするインフラ整備への投資促進、麻薬・犯罪撲滅などの治安対策や汚職対策等、その「実行力」を武器にフィリピンの国力向上のため公約実現に精力的に取り組んだ結果、高い支持率を維持し続けた。今回の中間選挙での圧倒的勝利により、ドゥテルテ大統領は国民から大きな信任を得たことになる。

フィリピンの安定的な経済発展の下支えとして、ドゥテルテ政権が着手したインフラ整備への投資拡大は、国内外のアクセスを改善し、海外直接投資を活性化させる重要な施策の1つであるが、その遂行のための膨大な財源の確保が課題となっている。これに関連して、今後の動向が注視される施策が、海外直接投資の促進とインフラ整備の財源確保に向けた、税制改革を中心とする各種の規制改革である。

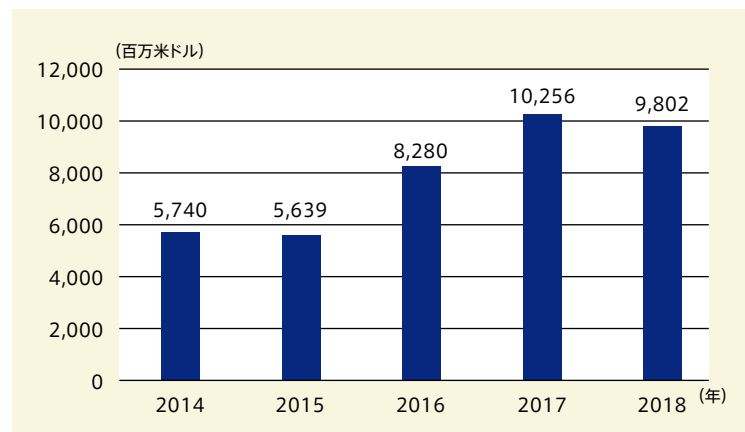
ドゥテルテ大統領は、2019年6月から2022年6月までの任期後半に、上述の施策を早々に推し進めていくとみられることから、本稿では、政権発足以降の近時の直接投資ならびに関連規制の動向を改めて概観したうえで、今後の見通しについて考察する。

直接投資の推移

ドゥテルテ政権発足後、フィリピンへの直接投資はどのように推移してきているだろうか。2016年以降の直接投資純流入額を示したのが図表1である。2016年はマクロ経済の成長見通しが良好であったことやインフラ整備への期待などを背景に直接投資は増加、2017年は前年比20%増加の100億米ドルを超え、過去最高を更新した。2018年は、98億米ドルと微減したものの、2019年2月時点のフィリピン中央銀行の速報値では前年度同月比約20%増の7億4,600万米ドルと、7ヵ月ぶりに前年度比を上回っている。業種別では、運輸・倉庫、金融・保険、製造、不動産等が上位を占めている。

次に、2016年以降の四半期ごとの国別直接投資額の推移を示す(図表2)。政権発足後の2016年以降、一部の国による直接投資は増加しており、なかでも米国、シンガポール、中国、日本からの投資が伸びている。米国からは2017年第二四半期から2017

図表1. フィリピンの直接投資の純流入額

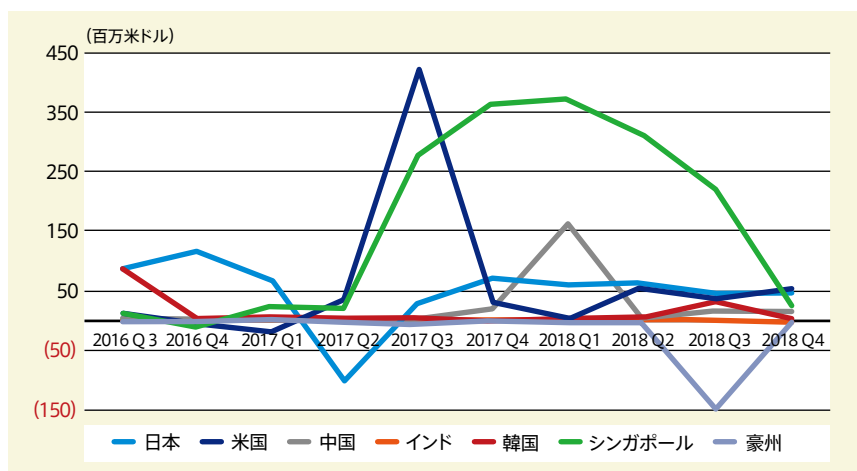


(出所) フィリピン中央銀行統計より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

年第三四半期にかけて、シンガポールからは2017年第二四半期から2018年第三四半期にかけて、中国からは2017年第四四半期から2018年第一四半期にかけて、直接投資が急増している。一方、日本からの直接投資は、2017年上半期にかけて一時落ち込むものの、その後は比較的安定的に推移している。日本からの投資の昨今の特徴としては、既存工場の増設や拡張への投資が多いことや、内需狙いの企業の進出が顕著になっていることであり、比較的小規模な直接投資が安定的に行われているものと推察される。

これらを踏まえると、任期前半のドゥテルテ政権の明確な経済政策に対して、フィリピン国民のみならず外国企業もおおむね一定の評価を与えているといえる。

図表2. 国別直接投資額の推移



(出所) フィリピン中央銀行統計より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

規制改革の動向

ドゥテルテ政権が推し進める経済政策の中で、日系企業を含む外国企業がその行方を注視しているのが20年ぶりとなる大規模な税制改革である。ドゥテルテ大統領は、Philippine Development Plan 2017-2022の中で「包括的税制改革」(Comprehensive Tax Reform Program)を政権の重要な政策として位置づけている。背景として、①税率や課税標準の中に、インフレーションに十分対応できていないものがあること、②過剰な免税や特別措置が存在していること、③銀行の秘密保護により、租税当局による執行が阻害されていることが指摘されており、今回の税制改革は、これらを是正することを目的としている。税制改革は5つのパッケージから構成されており(図表3)、個人所得税や付加価値税(VAT)を中心とする税制改革第一弾(パッケージ1:TRAIN)の改正は、2018年1月より施行されている。今後注目されるのが法人税改正と税制優遇の見直しである税制改革第二弾(パッケージ2:TRABAHO)である。TRABAHOは、2018年9月に下院を通過し、

上院にて審議されていたが、今回の中間選挙を控え、審議が中断していた。中間選挙が終了し、次の国会会期の2019年7月以降、TRABAHOの審議が再開される見通しである。

図表3. 税制改革のパッケージ内容

改正の主な5パッケージ		
分類	内容	主な目的
パッケージ1	個人所得税、VAT、物品税、相続・贈与税等の改正	雇用創出、貧困層の削減・所得格差是正
パッケージ2	法人税率改正、税制優遇の見直し	
パッケージ3	固定資産税改正	
パッケージ4	金融商品関連税改正	インフラ投資に向けた財源確保
パッケージ5	健康税、環境税、ぜいたく品税改正	

(出所) JETRO、JBIC、PwCフィリピン日系企業部資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

① TRABAHOの概要

税制改正第二弾の具体的な内容は、①法人税を30%から25%乃至20%まで毎年1ポイントずつ段階的に引き下げること、②多数ある投資促進機関が付与しているインセンティブを一元化、新たにインセンティブを審査する機関を設け、審査・承認を管理することである。

フィリピンの法人税はASEAN諸国において最も高い税率であるが、それにも関わらずGDPに対する所得税率の比率が低い。さらに、外資系輸出企業に対して手厚い優遇政策を講じてきた割には海外からの十分な投資を誘致できて来なかった。このような課題認識から、これら法人税を減税して、投資活性化や企業成長を促すとともに、優遇税制措置を抜本的に見直して合理化を図り、結果として、税収を増やし、インフラ整備や社会保障に充てることがTRABAHOの大きな狙いである。

しかし、特に、日系含む輸出加工型の外資企業が強く懸念しているのが、フィリピン経済区庁 (PEZA) の優遇措置の縮小・廃止が法案に盛り込まれていることである。PEZA登録企業は、税優遇やPEZAを通じて許認可や税務等の事務手続きを一元的に行う「ワンストップサービス」を受けているが、これらの縮小・廃止は、PEZA企業には大きな打撃となる。法人税が段階的に20%まで減税されたとしても、周辺ASEAN諸国の法人税の税率と同等水準にとどまることを考えると、税制インセンティブの縮小・廃止は新規・既存のフィリピン投資に少なからぬマイナスの影響を与えるという見方が太宗である。

図表4. 税制改正第二弾の概要

			変更前	変更後
①法人税の減少			30%	25%または30%
② 税制優遇の 明確化・厳格化	対象セクター		製造業・輸出サービス業等	セクターをさらに限定
	対象企業		売上の70%以上を輸出している企業	売上の90%以上を輸出している企業
	優遇措置 (インセンティブ)	法人税	PEZA進出企業(4~6年免除、以後粗利益の5%)	通常法人税 (課税所得×通常税率)
		付加価値税	免除	課税(12%)
		地方税	免除(法人税の粗利の5%に含む)	免除(法人税の粗利の5%に含む)
		登録企業に要する設備その他部品・原材料の輸入関税	免除	課税(拡張に係る資本設備については免除される場合あり)
	SIPPに該当する企業への優遇措置		なし	新設(同上)

(出所)JETRO, JBIC, PwCフィリピン日系企業部資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成
(注) SIPP: 戦略的投資優先計画

② 会社法の改正と小売規制の議論

2019年2月には、約40年ぶりとなる会社法の改正が施行された。その目的は、国際スタンダードに合致させ、ビジネス環境を改善して投資を促進するとともに、進出企業に対する規制を適切に強化することである。主な改正ポイントならびに留意点は図表5に示すとおりであるが、総論としては、法人設立の際の手続きが容易になった一方、フィリピン証券取引委員会 (SEC) への報告義務など、SECの権限強化などガバナンス

図表5. 改正会社法のポイント

旧会社法	主な改正ポイント	留意点
● 自然人である発起人として最低5名、最大15名とし、各発起人が最低1株を引き受ける必要	一人株主会社の設置が可能に (発起人は法人も可)	● 改正会社法により法人設立が容易に
● 取締役は最低5名、最大15名かつ取締役の過半数はフィリピン居住者である必要	最低取締役人数および居住要件の撤廃	● 会計報告の責任強化や政府職員への贈賄防止策の導入など、コーポレートガバナンス対応を強化
● 企業存続期間は最大50年(延長可)と定められ、定款に記載が必要	存続期間の撤廃	● 既存企業は適用準備期間として2年間の猶予があり、その期間内に対応を講じる必要がある
● 最低払込資本金PHP5,000	最低資本金規制の撤廃	
コーポレートガバナンスに関する規制強化		
● 取締役選任等に関するSECへの報告義務		
● 贈賄防止策の導入義務 等		

(出所) 西村あさひ法律事務所、NNA資料等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

が強化された格好である。贈収賄防止策の導入では、防止策が講じられず、従業員や役員が贈収賄を行った場合、会社の責任が問われ、最大500万ペソ(約1,000万円)の罰金の対象となることから、進出企業はガバナンス強化に向けて早々に準備を進めていく必要がある^{*1}。

また、税制改正案と同様に動向が注視されてきたのが小売規制の緩和である。フィリピンの場合、2000年に成立した「小売自由化法」により条件付きで外資の小売業への参入が可能となっている。しかし、その要件は、1) フィリピンペソでの払込資本金が250万米ドル以上であること、2) 一店舗あたりの投資額が83万米ドル以上であること、3) 親会社の純資産が2億米ドル以上であること等、実質的に大きな参入障壁が存在している。2018年10月31日に、新しい外資規制である第11次ネガティブリストが発表されたがその一連の変更において、フィリピン政府内で議論され、日系企業を含む外資企業が大いに期待したのが小売業の規制緩和であったが結果的には叶わなかった。今回のネガティブリスト改正においても同規制は維持されている。小売規制の緩和が実現すれば、特に、フィリピンの内需狙いの小売業による外国投資は相応に促進すると見込まれることから、ドゥテルテ大統領の任期後半において、同規制の議論が再度俎上に載ることが期待される。

マイルストーンとなる2019年

以上、ドゥテルテ政権下での昨今の直接投資ならびに規制改正の動向について概観してきた。ドゥテルテ大統領の強力なリーダーシップの下、任期前半の3年間は公約実現に向けた取り組みを進め、フィリピン国民ならびに外国企業の期待は高まっており、フィリピンという国のポテンシャルが改めて見直されつつある状況といえる。

今回の中間選挙におけるドゥテルテ政権の圧勝により、今後の政策運営は総じてスムーズに遂行していくと見られ、税制改革法案は早ければ2019年8～9月頃に可決されるのではとの見方も出ている^{*2}。一方、日系企業を含め外国企業が懸念する税制インセンティブの縮小・廃止は、今後の政策運営のボトルネックとなる。フィリピン日本商工会議所の進出済み日系企業へのアンケートによると、税制改革案が原案のまま成立する場合、PEZA企業の63%が「撤退」「別の海外拠点へシフト」「生産規模の縮小」を検討すると回答している^{*3}。また、フィリピンの産業界からも、税制改革の法案は早晚成立すると考えるが、財務省の原案がそのまま通るとは思われず、下院に法案を再提出し、その後は上院でも再審議される過程において、必ず修正が入るだろうとの見方も示されている^{*4}。同法案の可決までの過程で、その内容に関する十分な議論が尽くされる必要があるだろう。このような状況ゆえ、原案での早期の可決は容易ではなく、税制改正には一定の時間を要すると推察される。

2019年以降の任期後半の3年間は、ドゥテルテ政権の政策が目に見える形で成果に結びつくか否かの重要な時期であり、2019年はその分水嶺となる1年であることから、これまで以上にフィリピンの動向に注目が集まるだろう。

*1 2019年4月16日付 NNA記事「新会社法に2年以内適用を、アイキューブ」

*2 2019年5月14日付 NNA記事「上院選は与党圧勝の勢い 税制改革、9月までに可決も」

*3 2019年4月11日付 日本商工会議所ウェブサイト「【最新海外事情レポート】20年ぶりとなる大規模な税制改革が進行中(フィリピン)」

*4 2019年5月16日付 JETROビジネス短信「中間選挙での与党圧倒の見通し、産業界から今後の政権運営に対する展望や要望(フィリピン)」